

令和5年度
沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業
奨学生募集要項（二次募集）

沖縄県教育委員会

この事業は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するために、修学奨励金を貸与するものです。

第1 募集概要

1 貸与の対象者

次の(1)から(5)の全てに該当する者

- (1) 県内にある高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程に在学している者又は広域の通信制の課程に在学する者で県内に住所を有する者
- (2) 経済的理由により、著しく修学が困難な者（p 6「第3 家計基準について」参照）
- (3) 経常的収入を得る職業に就いている者
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金又は公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の奨学金の貸与を受けていない者
- (5) 年間18単位以上の単位数を履修し、4年以内で卒業可能な者

2 募集人数

定時制課程	5名程度
通信制課程	14名程度

※貸与の要件を満たした方が募集人数を上回る場合、選考の結果、採用されないことがあります。

3 貸与月額 14,000円

4 貸与期間 4年以内
修学奨励金は単年度申請となっています。
前年度の貸与者についても、今年度新たに貸与を希望する方は申請を行う必要があります。

5 貸与利息 無利息

6 貸与の方法 貸与の予定時期は以下のとおりです。
令和6年2月（令和5年4月～令和6年3月分）

※学校長を経て本人に交付します。

※手続きの状況により、貸与時期は変更することがあります。

7 申請手続き

申請者は、修学奨励金貸与申請書に必要事項を記入の上、必要関係書類等を添付し、在学している学校に提出してください。

8 提出書類（4ページ「第2 提出書類」参照）

- (1) 修学奨励金貸与申請書（第1号様式）
- (2) 推薦調書（第2号様式）
- (3)-1 所得金額等証明書（願）（指定様式）
- (3)-2 直近3ヶ月の収入を証明する書類
- (4) 就職証明書（指定様式）
- (5) 出席状況証明書（指定様式）
- (6) 連帯保証人の印鑑証明書
- (7) 貸与申請総括表（指定様式）
- (8) 住民票謄本（マイナンバーの記載のないもの）
- (9) 同意書
- (10) その他必要と認められる書類

※以下、広域の通信制課程に在学する者のみ提出

- (11) 依頼書（指定様式）
- (12) 債権者登録申請書（指定様式）
- (13) 振込口座確認書（指定様式）

9 提出期限

学校から沖縄県教育庁教育支援課への提出期限は令和5年11月30日（木）です。

申請者は各学校が定めた期限内に学校へ提出してください。

10 連帯保証人について

- (1) 貸与を受けようとする者は、連帯保証人が2人必要となります。
- (2) 連帯保証人は貸与を受けた者と同等の責任を負うこととなります。
- (3) 貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人はその法定代理人でなければなりません。

11 貸与の決定

選考委員会において貸与者を選考し、教育長が決定後、学校長を通じて本人に通知します。

12 貸与打ち切り又は休止

(1) 打ち切り

次のいずれかに該当したときは、貸与を打ち切ります。

ア 「1 貸与の対象者」に掲げる申請資格の要件を欠いたとき

イ 修学奨励金の貸与を辞退したとき

ウ 修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※上記事由により修学奨励金の貸与打ち切りになったときは、その事由が生じた日から起算して15日以内に「修学奨励金借用証書（第6号様式）」及び「修学奨励金返還明細書（第7号様式）」を提出してください。

(2) 休止

次のいずれかに該当したときは、貸与を休止します。

ア 休学し、又は長期にわたって欠席し、若しくは学習を中断した場合

イ 定時制の課程に在学している者が、進級できなかったため同じ学年を重ねて履修する場合（前年度以前の当該学年において修学奨励金の貸与を受けなかった期間を除く。）

ウ 通信制課程及び単位制課程に在学する者が、入学後の各年度における教科・科目の単位数の修得状況により、原則として4年以内で修得し卒業する見込みがないと認められるとき

13 返還債務

「12 貸与打ち切り又は休止」のうち、(1)に該当するとき、又は貸与の期間が満了したときは、修学奨励金を返還しなければなりません。

*貸与期間中のすべての月に渡り、継続して就労していない場合、返還しなければなりませんので、ご注意ください。(勤務先は同一の職場でなくても可)

- (1) 返還開始時期 : 打ち切った日の属する月又は満了した月の翌月から6月経過後
- (2) 返還期間 : 貸与を受けた期間内
- (3) 返還方法 : 月賦又は半年賦（繰上げ返還可）

14 返還猶予

次のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができます。

(1) 貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学するとき

(2) 貸与の打ち切り後、次のいずれかに該当するとき

①高等学校（定時制課程及び通信制課程を除く。）、高等専門学校又は大学に在学する場合

②災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合

※①、②については、本人の願い出により猶予されます。猶予の期間は1年以内とします。

ただし、教育委員会が正当な理由があると認めるときは、更に1年以内の期間を延長することができます。猶予の期間は通算して5年を超えることができません。

15 延滞利息

正当な理由がなくて修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければなりません。

16 返還免除

次のいずれかに該当したときには、修学奨励金の返還債務の全部又は一部を免除されます。

(1) 高等学校定時制課程及び通信制課程を卒業したとき

(2) 教育委員会が卒業と同等の事由があると認めたとき

(3) 修学奨励金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害等のため返還することができなくなったとき

第2 提出書類

	提出書類名	備考
1	修学奨励金貸与申請書（第1号様式）	申請者が作成
2	推薦調書（第2号様式）	学校が作成
3-1	所得金額等証明書（願）	申請者が居住する市町村に依頼 ※令和5年度所得（令和4年分）を証明 ※市町村が発行する所得証明書の提出でもよい。
3-2	直近3ヶ月の収入を証明する書類 <u>※新型コロナの影響により家計急変が生じている場合のみ提出</u>	申請者以外の同一生計の世帯員について、令和5年1月1日～12月31日までの年間収入見込みが上記「所得証明等証明書（願）」または市町村発行の所得証明書等よりも大幅に減少する場合に追加提出
4	就職証明書	申請者が勤務先に作成を依頼
5	出席状況証明書	学校が作成 1年生は4月～7月まで 2年生～4年生は前学年度分を記入する
6	連帯保証人の印鑑証明書	連帯保証人が準備
7	貸与申請総括表	学校が作成
8	住民票謄本	続柄が記載されたもの。 (マイナンバーの記載が <u>ない</u> もの) 申請者が準備
9	同意書	貸与決定後に直ちに提出 申請者及び連帯保証人
10	確定申告書（控）の写し、源泉徴収票、年収見込証明書、月収証明書等、雇用保険受給資格者証の写し等のいずれか	令和4年の中途以降に就職・転職（開業・転業等を含む。）又は退職した場合
11	障害者手帳等の写し	障がい者控除の算定に用いる 市町村役場、福祉事務所で発行

【広域の通信制課程に在学する者のみ提出】

12	依頼書	申請者が作成
13	債権者申請書	申請者が作成 債権者登録申請書の口座情報は上記依頼書 で指定した学校の口座を記載
14	振込口座確認書	学校が作成

第3 家計基準について

1 世帯人員の認定

世帯人員の認定（申込時の状態で行うものとする。）は、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

(a) 主たる家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき、

(b) 修学又は病気療養等のため一時別居しているとき等

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いが独立した生計を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱う。

2 第1の「1 貸与の対象者」(2)の「経済的理由により、著しく修学が困難な者」とは、

①生計を一にする世帯構成員の全収入（万円未満の端数は切り捨て）を合算し、下記のC表により控除した金額がA表又はB表の収入基準額以下であること。

②給与所得と給与所得以外の収入がある場合は、それぞれで合計額を算出し、A表を準用する。

【収入基準額】

A表 給与所得の場合（全収入と比較）

区分		収入基準額		
		2級地-1	3級地-1	3級地-2
世帯人員	1人	206万円	180万円	172万円
	2人	286万円	253万円	242万円
	3人	377万円	336万円	321万円
	4人	432万円	384万円	367万円
	5人	474万円	422万円	403万円
	6人	529万円	471万円	450万円
	7人	584万円	521万円	497万円
8人以上1人を増すごとに加算		49万円	44万円	42万円

※給与所得とは、俸給・給与・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）をいう。

B表 給与所得以外の場合（所得控除後の金額と比較）

区分		収入基準額		
		2級地-1	3級地-1	3級地-2
世帯人員	1人	126万円	108万円	103万円
	2人	182万円	159万円	151万円
	3人	248万円	217万円	207万円
	4人	292万円	253万円	239万円
	5人	325万円	283万円	268万円
	6人	369万円	323万円	306万円
	7人	413万円	363万円	344万円
8人以上1人を増すごとに加算		39万円	35万円	34万円

※年間の収入から必要経費を控除した額（所得金額）

2級地-1 那覇市

3級地-1 名護市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、糸満市、石垣市、うるま市、宮古島市

3級地-2 上記以外の市町村

C表 控除額

区分	控除できる対象者	控除額	
		2級地	3級地
母(父) 子世帯	児童1人の場合	26万円	24万円
	児童2人の場合	28万円	26万円
	3人以上の児童1人につき加える金額	1万円	1万円
障がい者	身体障害者程度等級表1・2級に該当する者等	30万円	28万円
	身体障害者程度等級表3級に該当する者等	20万円	18万円

※児童とは、18歳になる日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。